公　示　日：2026 年 10 月 28 日（水）
調達管理番号：26a00782
国　　名：バングラデシュ国
担 当 部 署：社会基盤部資源エネルギーグループ第一チーム
調 達 件 名：バングラデシュ国エネルギーセクターアドバイザー
適用される契約約款：
・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

（１） 担当業務　：エネルギーセクターアドバイザー
（２） 格　付　　：3 号
（３） 業務の種類：専門家業務
（４） 契約履行期間（予定）：2026 年 12 月上旬から 2028 年 11 月下旬
（５） 業務人月：10.00 人月
（６） 業務日数：
・ 第 1 次 準備業務 4 日、現地業務 30 日、整理業務 3 日

本業務においては計 8 回(最大)の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。各渡航、少なくとも 3 週間は現地業務期間を確保いただき、準備・整理業務として各回 5 日程度を想定しております。

現地業務期間等の具体的条件については、「6. 業務上の特記事項」を参照願います。

2. 業務の背景

バングラデシュ人民共和国（以下、「バ」国）は、主に国産天然ガスを燃料とした電源に依存しているが、今後その生産量減少が予測される中、2016 年に「バ」国政府は JICA の支援により電力及びエネルギーセクター全体の開発計画である電力システムマスタープラン（PSMP2016）を策定した。その後低脱炭素社会を目指す世界的な潮流を受け、電力のみならず「バ」国エネルギー全体を見据え低脱炭素社会を構築するための開発計画策定ニーズが高まり、「統合エネルギー・電

力マスタープランプロジェクト（IEPMP2023)」が要請され、JICA 協力の下で策定された。

「バ」国電力・エネルギーセクターを取り巻く状況にも変化が出てきている。国内天然ガス枯渇に対応するため 2018 年 5 月に「バ」国初となる LNG 輸入が開始、「バ」国内における LNG 輸入に伴う各種規制・制度整備が必要な他、LNG 輸入基地及び LNG/石炭火力 IPP 等関連プロジェクトが官民合わせ相当数計画されている。また IEPMP2023 では、低炭素火力発電として石炭火力発電所へのアンモニア混焼、ガス火力発電所への水素混焼も提案されており、これら新技術を適切に理解し実行に移すことも求められている。また、天然ガス・LNG 分野については、FSRU 及び陸上 LNG 受入基地の整備、全国ガス供給網の高度化、LNG 調達・制度整備、民間投資促進等の課題が残されており、IEPMP の実施及び更新に向けた継続的な技術的助言が必要とされている。

このような背景から、電力エネルギー鉱物資源省（MoPEMR）は、IEPMP2023 の着実な実施と政府承認に向けての支援を得るため、「バ」国の電力を含むエネルギーセクターに対する深い知識を持つ日本人専門家を必要とし、「電力・エネルギーセクターアドバイザー」（任期 2023 年 1 月末まで）の後任となる「エネルギーセクターアドバイザー」の派遣を要請した。

なお、「案件概要表」は別紙 1 のとおり。

3. 期待される成果

- 成果 1：FSRU 及び陸上 LNG 受入基地を含む天然ガス・LNG 関連インフラ事業の計画、運営・維持管理及び事業化検討に係る取組が促進される。
- 成果 2：MoPEMR およびガスセクター関係組織の、天然ガス・LNG 分野に関する技術的知見及び事業実施能力が強化される。
- 成果 3:日本が有する知見や技術の活用及び新規協力案件の形成に向けた検討が促進されるとともに、JICA 事業との連携強化を通じて、エネルギーセクターにおける事業効果の発現及び最大化が図られる。

4. 業務の内容

本業務従事者は、電力エネルギー鉱物資源省（MoPEMR）傘下のガス関連の政府機関を主要なカウンターパート（C/P）として、我が国及び国際的な知見・経験を踏まえ、IEPMP2023 の実施及び更新に向けた技術的指導・助言を行う。特に、天然ガス・LNG 分野におけるインフラ運営・維持管理、開発計画及び事業化検討に関する助言を行うほか、FSRU 及び陸上 LNG 受入基地整備、ガス供給網高度化、

LNG 調達制度整備、民間投資促進等の課題への対応を支援する。さらに、JICA が実施するエネルギーセクター関連案件の進捗をモニタリングし、必要な情報提供、指導及び助言を行うとともに、世界銀行、アジア開発銀行等の他ドナーとの情報収集・共有を通じた連携を強化し、JICA 事業の開発効果拡大を図る。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）第 1 次準備業務（2026 年 12 月上旬～2027 年 1 月上旬）

① 既存の JICA 報告書、IEPMP2023、他ドナー報告書、バングラデシュ政府作成の関連報告書等を参照し、バングラデシュ国エネルギーセクター、特に天然ガス・LNG 分野の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力（特に統合エネルギー・電力マスタープランプロジェクト及びガスネットワークシステムデジタル化及びガスセクター運営効率向上プロジェクトの活動）の概要を把握・分析する。

② JICA 社会基盤部資源エネルギーグループ及びバングラデシュ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

③ ワークプラン案（和文・英文）を作成し JICA 社会基盤部による確認ののち提出する。併せて、バングラデシュ事務所にもデータを送付する。

（２） 第 1 次現地業務（2027 年 1 月中旬～2027 年 2 月上旬）

① 現地業務開始前に、C/P 機関にもワークプラン案（ドラフト版として）を提出する。ワークプラン案については第 1 次現地業務にて、C/P 機関との協議を経て確定させ、第 1 次現地渡航後に確定版として再度提出する。

② 電力エネルギー鉱物資源省及び関係機関を訪問し、天然ガス・LNG 分野における政策、制度、事業計画及び実施状況に係る情報収集及び分析を行う。

③ カウンターパート機関との協議を通じて、政策立案能力向上、事業推進支援、能力強化研修及びワークショップ開催等に関するニーズを確認する。

④ 天然ガス・LNG 分野に関係する政府機関、事業実施機関、開発パートナー等との意見交換を行い、関係機関の役割及び支援状況を把握する。

⑤ 収集した情報及び協議結果を踏まえ、本業務における重点支援分野、活動内容及び実施スケジュールについてカウンターパート機関と協議し、今後の活動の方向性を整理し、ワークプランについて承認を得る。

⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果を取りまとめ、第 1 次現地業務結果報告書

（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。カウンターパート機関及び JICA バングラデシュ事務所に報告するとともに、第 2 次派遣以降の活動計画について協議する。

（３） 第 1 次整理業務（2027 年 2 月中旬～2027 年 3 月中旬）

第 1 次現地業務の現地業務結果報告書(和文･英文)を JICA 社会基盤部に提出し、報告する。

（４） 第 2 次派遣以降に想定される担当事項は次のとおりとする。

① 第 1 次派遣で把握した課題及びニーズを踏まえ、C/P 機関の要請に応じ、電力エネルギー鉱物資源省及び関係機関に対し、天然ガス・LNG インフラ整備、ガス供給体制、LNG 調達・活用等に関する情報提供及び技術的助言を行う。

② 天然ガス・LNG 分野に関する政策課題や開発課題について、関係機関との意見交換、セミナー、ワークショップ等を企画・実施する。

③ 天然ガス・LNG 分野の重点課題について、実施状況及び課題を把握し、必要な技術的助言を行う。

④ JICA が実施するエネルギーセクター関連事業との連携を図り、事業の円滑な実施及び成果の発現に向けた助言を行う。

⑤ 世界銀行、ADB 等の開発パートナー及び関係機関との情報共有を行い、連携促進に向けた支援を行う。

⑥ 各派遣終了時に活動結果を取りまとめ、今後の活動方針及び支援内容についてカウンターパート機関及び JICA に報告・提言を行う。

⑦ 各現地業務時には、渡航前に現地業務の活動計画を、渡航後に、当該現地業務結果を文書にまとめて、JICA 社会基盤部に提出し報告する。JICA 社会基盤部の要請に応じて、渡航前対処方針会議、帰国報告会を実施する。

（５）整理業務

全ての現地業務終了後に、専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所

1	天然ガス・LNG 分野における政策立案・事業推進能力強化に向けた支援アプローチ	（4）2 次派遣以降に想定される担当事項 ①、②、③[1]

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	天然ガス・LNG 分野における設備運営・維持管理、インフラ整備計画、事業実施に関する各種業務
対象国及び類似地域	バングラデシュ及び全途上国
語学の種類	英語

※LNG 受入基地、FSRU、ガス供給設備等の計画、運営・維持管理又は事業実施に関する実務経験を有することが求められます。また、バングラデシュにおける天然ガス・LNG 関連事業の実施経験を有し、同国のエネルギーセクターに係る制度・組織・事業環境に関する知見を有することが望ましいです。

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン	業務開始より 1.5 か月以内	JICA 社会基盤部	－	英語	電子データ
			－	日本語	電子データ
業務進捗報告書	2027 年 2 月、2028 年 2 月	JICA 社会基盤部	－	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	JICA 社会基盤部	－	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

（1） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「4. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、

[1] どのような課題・テーマを対象に、どのような情報提供、技術的助言、知見共有、能力強化等の支援を行うことが有効と考えられるか、想定される支援内容及びアプローチをプロポーザルにて提案すること。なお、具体的な支援内容については、第1次派遣を通じて把握するC/P機関の課題及びニーズを踏まえ、C/P機関と協議の上決定することを想定している。

業務人月及び、渡航回数は「１．担当業務、格付、期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、C/P 機関の職員の多くが休暇に入るため、ラマダン期間と重ならないよう提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

（２） 参考資料

本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- バングラデシュ国ガスネットワークシステムデジタル化及びガスセクター運営効率向上プロジェクト事業完了報告書
  https://libopac.jica.go.jp/images/report/12394268.pdf
- バングラデシュ国統合エネルギー・電力マスタープラン策定プロジェクトファイナルレポート
  https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12387890.pdf

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル、見積書の提出期限日	2026年 11月 11日　12時まで
2	評価結果の通知日	2026年 11月　20日まで

8. 応募条件等

（１） 参加資格のない者等：特になし

（２） 必 要 予 防 接 種：特になし

9. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）簡易プロポーザル提出部数：1 部

（２）見 積 書 提 出 部 数：1 部

（３）提　　出　　方　　法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照

ください。
（ https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めています。

10. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16 点
②業務実施上のバックアップ体制	4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40 点
②対象国・地域での業務経験	8 点
③語学力	16 点
④その他学位、資格等	16 点
	（計 100 点）

11. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「ＸＩ. 業務実施契約（単独型)」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

（２）臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、JICA バングラデシュ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。

・雑費（通信費、プリンター、オフィスサプライ等)： 約 216 千円

＊臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（３）便宜供与内容

ア） 空 港 送 迎：便宜供与あり

イ） 宿 舎 手 配：第 1 次現地業務のみ、便宜供与あり

ウ） 車両借上げ：便宜供与あり

エ） 通 訳 傭 上：なし

オ） 現地日程のアレンジ：第 1 次現地業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ） 執務スペースの提供：実施機関内における執務スペース提供予定

（４）その他留意事項

１）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAバングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が

取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るようにに留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

２）バングラデシュにおける安全対策措置：JICA は事業を実施している国毎に安全対策に必要な情報を収集・分析・提供しています。現地渡航・業務実施前に「JICA の国別安全対策情報」ページ（https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/rule.html）から新規利用者情報の登録申請を行い、JICA 安全管理部よりユーザー名/パスワードをメールにて通知後、「JICA 国別安全対策情報ページ」（https://www.jica.go.jp/about/safety/measure/index.html）にログインし、国別安全対策情報をダウンロードしてください。バングラデシュ国の「国別の安全対策措置（渡航措置および行動規範）」や「国別の安全対策マニュアル」、または「注意喚起情報」や「海外安全対策ハンドブック」を一読し安全対策に利用してください。

12. **特記事項**

（１）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が１２か月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の 20%を限度とする。

２）第２回（契約締結後 13 か月以降）：契約金額の 20%を限度とする

（２）部分払の設定

本契約については、１会計年度に１回部分払を設定します。[2]具体的な部分払の時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

１）2026 年度（2027 年 2 月頃）

２）2027 年度（2028 年 2 月頃）

（３）その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るように留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

⑤本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更と

[2] 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

なる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上

別紙１

案件概要表

１．案件名（国名）

国　名：バングラデシュ人民共和国

案件名：（和名）エネルギーセクターアドバイザー

（英名）Energy Sector Advisor

２．事業の背景と必要性

（１）当該国における電力・エネルギーセクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

バングラデシュ人民共和国（以下、「バ」国）は、主に国産天然ガスを燃料とした電源に依存しているが、今後その生産量減少が予測される中、2016 年に「バ」国政府は JICA の支援により電力及びエネルギーセクター全体の開発計画である電力システムマスタープラン（PSMP2016）を策定した。その後低脱炭素社会を目指す世界的な潮流を受け、電力のみならず「バ」国エネルギー全体を見据え低脱炭素化社会を構築するための開発計画策定ニーズが高まり、「統合エネルギー・電力マスタープランプロジェクト（IEPMP2023）」が要請され、JICA 協力の下で策定された。

「バ」国電力・エネルギーセクターを取り巻く状況にも変化が出てきている。国内天然ガス枯渇に対応するため 2018 年 5 月に「バ」国初となる LNG 輸入が開始、「バ」国内における LNG 輸入に伴う各種規制・制度整備が必要な他、LNG 輸入基地及び LNG/石炭火力 IPP 等関連プロジェクトが官民合わせ相当数計画されている。また IEPMP2023 では、低炭素火力発電として石炭火力発電所へのアンモニア混焼、ガス火力発電所への水素混焼も提案されており、これら新技術を適切に理解し実行に移すことも求められている。また、天然ガス・LNG 分野については、FSRU 及び陸上 LNG 受入基地の整備、全国ガス供給網の高度化、LNG 調達・制度整備、民間投資促進等の課題が残されており、IEPMP の実施及び更新に向けた継続的な技術的助言が必要とされている。

このような背景から、電力エネルギー鉱物資源省は、IEPMP2023 の着実な実施と政府承認に向けての支援を得るため、「バ」国の電力を含むエネルギーセクターに対する深い知識を持つ日本人専門家を必要とし、現在派遣中の「電力・エネルギー専門家」（任期 2023 年 1 月末まで）の後任となる「エネルギーセクターアドバイザー」の派遣を要請した。

（２）電力・エネルギーセクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ 、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

バングラデシュに対する国別開発方針のうち、開発課題「経済インフラ整備」にあ

る「電力・エネルギー安定供給強化プログラム」に位置づけられる案件である。現在実施中の「統合エネルギー・電力マスタープラン（IEPMP）」の実施を後押しするとともに、同プログラム下で実施されている多くの円借款・技術協力等の案件とも連携し、電力・エネルギーセクターの改善に寄与するもの。
また、JICA は課題別事業戦略「グローバル・アジェンダ（資源・エネルギー）」により、エネルギーの低・脱炭素化を効果的に推進するための戦略作り、協力プログラム・案件形成、革新的な協力手法の検討等を重点的に進めていることから、本件はこの取組を促進するもの。

（３）他の援助機関の対応

世界銀行は、基幹送電網整備、配電網整備、電力セクター向け開発支援借款、電力セクター全体の財務改革・再建計画の策定、ガス火力発電所建設、ガスセクターマスタープラン策定等を支援、アジア開発銀行はバングラデシュエネルギー規制委員会（Bangladesh Energy Regulatory Committee：BERC）設立、ガスインフラ整備（ガス火力建設、パイプライン、ガス田開発等）の支援、アジアインフラ投資銀行は配電網整備、ガス配送網強化の支援等を実施。これら活動状況もモニタリングしながら本専門家は活動予定。

３．事業概要

（１）　プロジェクトサイト／対象地域名

バングラデシュ全国

（２）　事業実施期間

2023 年 1 月～2028 年 12 月のうち、計 36 カ月を予定。

※2023 年 1 月より派遣した専門家は既に離任済みのため、2027 年 1 月を目途に後任専門家を派遣予定。

（３）　事業実施体制

電力エネルギー鉱物資源省（MoPEMR）

（４）　安全対策

各事業対象サイトへの渡航にあたっては、C/P 等を通じ、最新の治安情報を確認する。

４．事業の枠組み

（１）　成果

1. FSRU 及び陸上 LNG 受入基地を含む天然ガス・LNG 関連インフラ事業の計画、運営・維持管理及び事業化検討に係る取組が促進される。
2. MoPEMR およびガスセクター関係組織の、天然ガス・LNG 分野に関する技術的知見及び事業実施能力が強化される。

3. 日本が有する知見や技術の活用及び新規協力案件の形成に向けた検討が促進されるとともに、JICA 事業との連携強化を通じて、エネルギーセクターにおける事業効果の発現及び最大化が図られる。

（２） 主な活動

1. 国内天然ガス・LNG 関連インフラの運営状況や開発動向を踏まえ、FSRU 及び陸上 LNG 受入基地を中心に、運営・維持管理、開発計画及び事業化検討等に関する技術的助言を行う。
2. MoPEMR 及び傘下のガス関連機関を対象に、技術的助言、情報提供、ワークショップ等を通じた能力強化支援を行う。また、エネルギーセクターにおける実施中・計画中事業を継続的にモニタリングし、政府方針及び関連計画との整合性の観点から課題の整理及び改善提案を行う。
3. IEPMP2023 を含むバングラデシュのエネルギー関連政策・計画の実現に向け、JICA 事業、日本が有する知見・技術及びバングラデシュ政府のニーズを踏まえ、MoPEMR 及び関係機関に対して必要な情報提供、助言及び調整支援を行う。また、JICA 事業及び他ドナー事業に関する情報収集・分析を行い、JICA 事業との連携強化及び成果の最大化を図る。

以上